

平成28年第1回沖縄県議会(2月定例会)

辺野古埋立承認取消しをめぐる代執行訴訟  
及び関与取消訴訟の和解について(報告)

平成28年3月8日提出

沖 縄 県

去る平成28年3月4日、代執行訴訟及び関与取消訴訟について和解が成立いたしましたのでご報告します。

和解条項はおおむね、

第1に、国土交通大臣は代執行訴訟を取り下げ、沖縄防衛局長は審査請求を取り下げる。沖縄防衛局長は埋立工事を直ちに停止する。沖縄県知事は、関与取消訴訟を取り下げる。

第2に、国と県は、円満解決に向けた協議を行う。

第3に、仮に訴訟となった場合は、判決後、国と県は相互に判決に沿った手続を実施することを確約する。

という内容であります。

今回の和解内容は、代執行訴訟等における県の主張に沿ったものであることから、県としましては、これを受け入れるべきであると判断しました。

特に、本和解の成立により、辺野古埋立工事が停止したことは、非常に意義があるものと考えております。

また、去る11月議会で議決をいただきました、国土交通大臣の執行停止決定に対する抗告訴訟

については、取り下げる予定であります。

裁判所には、双方の話し合いによる解決について格段のご尽力をいただいたことに、心から感謝申し上げます。

今後、政府との間で解決に向けた協議を行うこととなりますが、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えております。

議員各位をはじめ県民の皆さまには、普天間飛行場の県外移設及び5年以内の運用停止を含めた危険性除去の取組みについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。